

役に立つ

# 西九州総合法律事務所の

# 過払い請求

# 対談

私たちがお答えします



弁護士 福田 太志



弁護士 行武 謙一

福田「こんにちは。西九州総合法律事務所 福田です。」



行武「こんにちは。今年の一月から西九州総合法律事務所へ勤務することになった行武です。」



福田「行武先生、現在当事務所は過払い請求に関する相談を受け付けているわけですが、仕事にはだいぶ慣れましたか。」

行武「はい。お陰様で、もう何十件も相談に立ち会わせていただきましたので、少しは慣れてきたと思います。」

福田「そうですか。それはよかったです。これからも頑張ってくださいね。」

行武「はい。ありがとうございました。」

福田「それは何でしょっちゅう。」

行武「一番驚いたことは、やっぱり、信販会社でのキャッシングでも過払い金が生じることがあるということですね。私も恥ずかしながら、実際に働き始めるまでは知らなかったんです。」



福田「笑いごとじゃないですよ。行武先生も知らなかったように、信販会社のキャッシングでは過払いは生じないだろうと思われている方が数多くいらっしゃいます。」

行武「金の相談に来る多くの方でも信販会社のキャッシングでも過払い金が生じることを私が説明すると非常に驚かれます。」

福田「本当にそうですよね。でも、福田先生のごように相談に来られた方は先生から説明してもらえるので大丈夫ですが、このように弁護士事務所に相談

に来られない方は、信販会社のキャッシングで過払い金が生じることになり、しかも10年経つと、過払い金請求権も時効になってしまうから。」

福田「そういうことになりませぬ。キャッシングを全部払い終えてから10年経つと、過払い金請求権も時効になってしまうから。」

行武「それは、本当にもったいないですね。余計に違法な利息を取られていたのに、過払い金の返還請求が時効でできなくなるなんて……」

福田「本当にその通りですね。だから、信販会社でキャッシングをして全て返し終えたことがあっても、時効になる前に、是非うちに相談にきてほしいものです。」



福田「他に驚いたことはありませんでしたか。」

行武「他に驚いたのは、相談者の中で某大手信販会社T社(以下T社)の過払いについて聞いてくる方が多いことです。」

福田「確かに、多いですね。」

行武「でも確か、T社は平成22年9月に会社更生法の適用を受けて、債権を持つている人はその債権の3.3パーセントしか配当を受けることができなかったんです。」

福田「そうです。うちの依頼者でT社から約1000万円の過払い金を返還してもらえはすだった方が、結局33万円しか受け取れないことになってしまいました。」

行武「もっと、早く相談に来ていたければ間に合ったかもかもしれませんね。」

福田「本当にその通りです。」

行武「でもT社以外で借りていた方は安心なんですか?」

福田「いやいや、そう簡単にはいきません。実は、そろそろ危ないのではないかと言われている信販会社が複数あるんです。」

福田「そうですね。今はこの信販会社も過払い金返還請求で大変な状況ですから、T社のようなケースになってしまいう可能性が十分あります。そうなので、せつかく返してもらえはすの過払い金になり少なくてもあるので、できるだけ早く相談に来てほしいものです。」

行武「そっだったんですね。勉強になりました。契約書や領収書などを捨てないたりして手元で持っている場合でも過払い金の有無を調べることは可能です。調べるためにはまず相談する必要があります。もちろん。」

福田「そうです。また返済中の方でも調べてみると、過払い金を取り戻せる場合もよくあります。でもこれも調べてみないとわかりません。だから、相談に来ることが大事なんです。」

行武「相談することの大事さがよくわかりました。うちは債務整理・過払い金返還請求についての相談は無料です。完済している場合は着手金もいりませんので、とにかくまずは相談に来て頂きたいですね!!!」

